

岸部中5丁目地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、北部大阪都市計画岸部中5丁目地区地区計画（以下「岸部中5丁目地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、岸部中5丁目地区計画の区域内に適用する。

（地区の区分及び名称）

第4条 この条例において岸部中5丁目地区計画の区域（以下「適用区域」という。）内における地区の区分及び名称は、岸部中5丁目地区計画に定めるところによる。

（建築物の用途の制限）

第5条 次の各号に掲げる地区の区域内においては、当該各号に定める建築物を建築してはならない。

(1) 複合住宅地区 次に掲げる建築物

ア ホテル又は旅館

イ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に定める運動施設

ウ カラオケボックスその他これに類するもの

エ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

オ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定めるもの

カ キャバレー、料理店その他これらに類するもの

キ 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に定めるもの

ク 自動車教習所

ケ 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの（令第130条の8に定めるものを除く。）

コ 倉庫業を営む倉庫

サ 令第130条の7に定める畜舎

シ 工場（令第130条の6に定めるものを除く。）

ス 令第130条の9（準住居地域に係る部分に限る。）に定める危険物の貯蔵

又は処理に供する建築物

セ 法別表第2(に)の項第7号に掲げる建築物

ソ 法別表第2(に)の項第8号に掲げる建築物

(2) 利便施設地区 次に掲げる建築物

ア マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（宝くじ売り場その他これに類するものを除く。）

イ 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの（建築物に附属するものを除く。）

ウ 令第130条の7に定める畜舎（店舗に附属するものを除く。）

エ 前号カからクまで、コ、シ及びスに掲げる建築物

（壁面の位置の制限）

第6条 次の各号に掲げる地区の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該各号に定める距離以上でなければならない。

(1) 複合住宅地区 3メートル

(2) 利便施設地区 2メートル

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるとき。

(2) 軒の高さが5メートル以下であるとき。

（垣又は柵の構造の制限）

第7条 適用区域内においては、道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生け垣でなければならない。

（公益上必要な建築物の特例）

第8条 市長が、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、前3条の規定の全部又は一部は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、吹田市建築審査会の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定により第5条の規定の適用除外に係る許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、特例許可をしようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第9条 適用区域内において、法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により市長がその1又は2以上の構えを成す建築物（以下この条において「1又は2以上の建築物」という。）の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものに対し、第6条の規定を適用する場合においては、当該

1 又は 2 以上の建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第 5 条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 5 条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第 6 条又は第 7 条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- 2 前項第 3 号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前 2 項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第 1 項の刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。